

地域生活支援事業実施要綱 新旧対照表 (案)

(下線部が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>別 紙 1</p> <p style="text-align: center;">地域生活支援事業実施要綱</p> <p>1 目的～6 留意事項 (略)</p> <p>(別記1) (略)</p> <p>(別記2)</p> <p style="text-align: center;">コミュニケーション支援事業</p> <p>1 目的～3 対象者 (略)</p> <p>4 留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「手話通訳者」、「要約筆記者」には、それぞれ以下のものを含む。</p> <p>ア 「手話通訳者」</p> <p>(ア) 「手話通訳士」・・・ <u>手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令(平成21年3月31日厚生労働省令第96号)</u>に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者</p> <p>(イ) 「手話通訳者」・・・ 都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において手話通訳者として登録された者</p> <p>(ウ) 「手話奉仕員」・・・ 市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において「手話奉仕員」として登録された者</p> <p>イ (略)</p> <p>(別記3)～(別記8) (略)</p>	<p>別 紙 1</p> <p style="text-align: center;">地域生活支援事業実施要綱</p> <p>1 目的～6 留意事項 (略)</p> <p>(別記1) (略)</p> <p>(別記2)</p> <p style="text-align: center;">コミュニケーション支援事業</p> <p>1 目的～3 対象者 (略)</p> <p>4 留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「手話通訳者」、「要約筆記者」には、それぞれ以下のものを含む。</p> <p>ア 「手話通訳者」</p> <p>(ア) 「手話通訳士」・・・ <u>手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程(平成元年5月20日厚生省告示第108号)</u>に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者</p> <p>(イ) 「手話通訳者」・・・ 都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において手話通訳者として登録された者</p> <p>(ウ) 「手話奉仕員」・・・ 市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において「手話奉仕員」として登録された者</p> <p>イ (略)</p> <p>(別記3)～(別記8) (略)</p>

(別記9)

サービス・相談支援者、指導者育成事業

1 目的 (略)

2 事業内容

(1)～(4) (略)

(5) 手話通訳者養成研修事業

ア 事業内容 (略)

イ 留意事項

(ア) 平成10年7月24日障企第63号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。

(イ) 実施主体は、養成講習を修了した者に対して、登録試験を行い、合格者について、本人の承諾を得て、通訳者としての登録を行うこと。登録した通訳者に対しては、これを証明する証票を交付するとともに、本人の通訳活動の便宜を図るため、その住所地の市町村に名簿を送付すること。なお、活動ができなくなった通訳者については、証票を返還させ登録を抹消すること。

(6) 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業

ア 事業内容 (略)

イ 留意事項

「盲ろう通訳・ガイドヘルパー指導者研修会」(国立障害者リハビリテーションセンター学院主催)や「盲ろう者向け通訳者養成研修会」(社会福祉法人全国盲ろう者協会主催)を修了した者を活用するなど、両研修会の内容を参考に実施すること。

(7)～(9) (略)

3 留意事項 (略)

(別記10)・(別記11) (略)

別紙2 (略)

(別記9)

サービス・相談支援者、指導者育成事業

1 目的 (略)

2 事業内容

(1)～(4) (略)

(5) 手話通訳者養成研修事業

ア 事業内容 (略)

イ 留意事項

(ア) 平成10年7月24日障企第63号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。

(イ) 実施主体は、養成講習を修了した者に対して、登録試験を行い、合格者について、本人の承諾を得て、通訳者としての登録を行うこと。登録した通訳者に対しては、これを証明する証票を交付するとともに、本人の通訳活動の便宜を図るため、その住所地の市町村に名簿を送付すること。なお、活動ができなくなった通訳者については、証票を返還させ登録を抹消すること。

(6) 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業

ア 事業内容 (略)

イ 留意事項

「盲ろう通訳・ガイドヘルパー指導者研修会」(国立身体障害者リハビリテーションセンター学院主催)や「盲ろう者向け通訳者養成研修会」(社会福祉法人全国盲ろう者協会主催)を修了した者を活用するなど、両研修会の内容を参考に実施すること。

(7)～(9) (略)

3 留意事項 (略)

(別記10)・(別記11) (略)

別紙2 (略)

## (資料1-4)

コミュニケーション支援広域支援検討事業  
都道府県別実施状況（平成21年度）

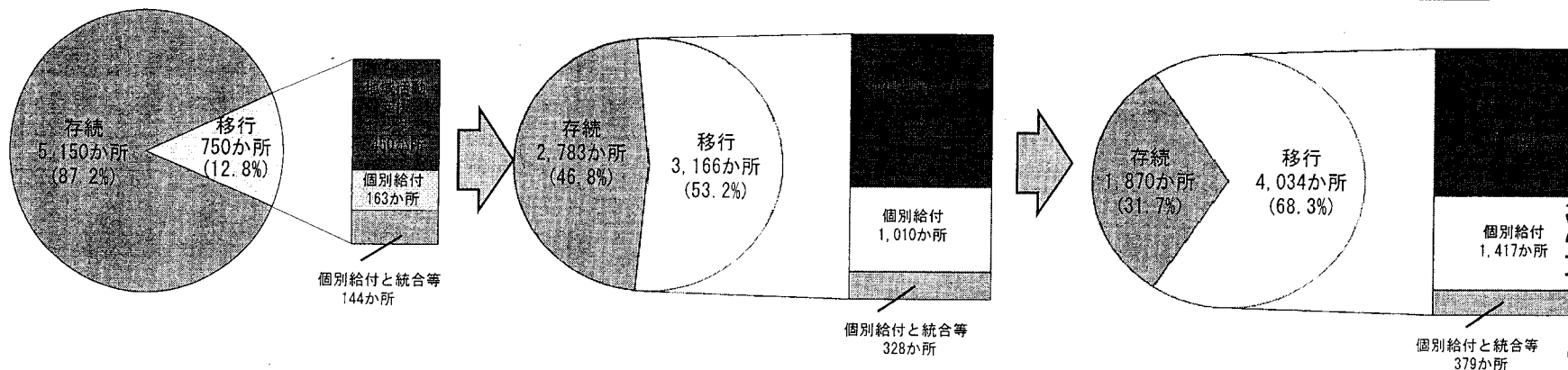
都道府県名	既に実施		21年度より実施		22年度より実施	23年度より実施	未定	都道府県名	既に実施		21年度より実施		22年度より実施	23年度より実施	未定
	手話	要約筆記	手話	要約筆記					手話	要約筆記	手話	要約筆記			
北海道					○			滋賀県							○
青森県			○					京都府							○
岩手県							○	大阪府			○				
宮城県					○			兵庫県				○			
秋田県					○			奈良県					○		
山形県							○	和歌山県	△						○
福島県						○		鳥取県							
茨城県							○	島根県							○
栃木県					○			岡山県							○
群馬県	△	△					○	広島県			○				
埼玉県							○	山口県			○	○			
千葉県					○			徳島県				○			
東京都				○				香川県							○
神奈川県							○	愛媛県					○		
新潟県						○		高知県	○	○					
富山県							○	福岡県							○
石川県			○	○				佐賀県					○		
福井県			○	○				長崎県							○
山梨県							○	熊本県							○
長野県					○			大分県							○
岐阜県							○	宮崎県							○
静岡県					○			鹿児島県					○		
愛知県			○					沖縄県			○				
三重県	△	△					○	計	4	3	8	6	10	2	21

\*上記欄中「既に実施」について、全市町村において統一的な広域派遣の仕組みが確立されている県については「○」印を、県で統一的な要綱を示し一部市町村で広域派遣を実施している県については「△」印を記載。

# 小規模作業所の新体系等への移行状況調査

○ 平成18年4月以降の新体系等への移行状況調査を実施した結果、平成21年4月時点では68.3%の小規模作業所が新体系等へ移行している。

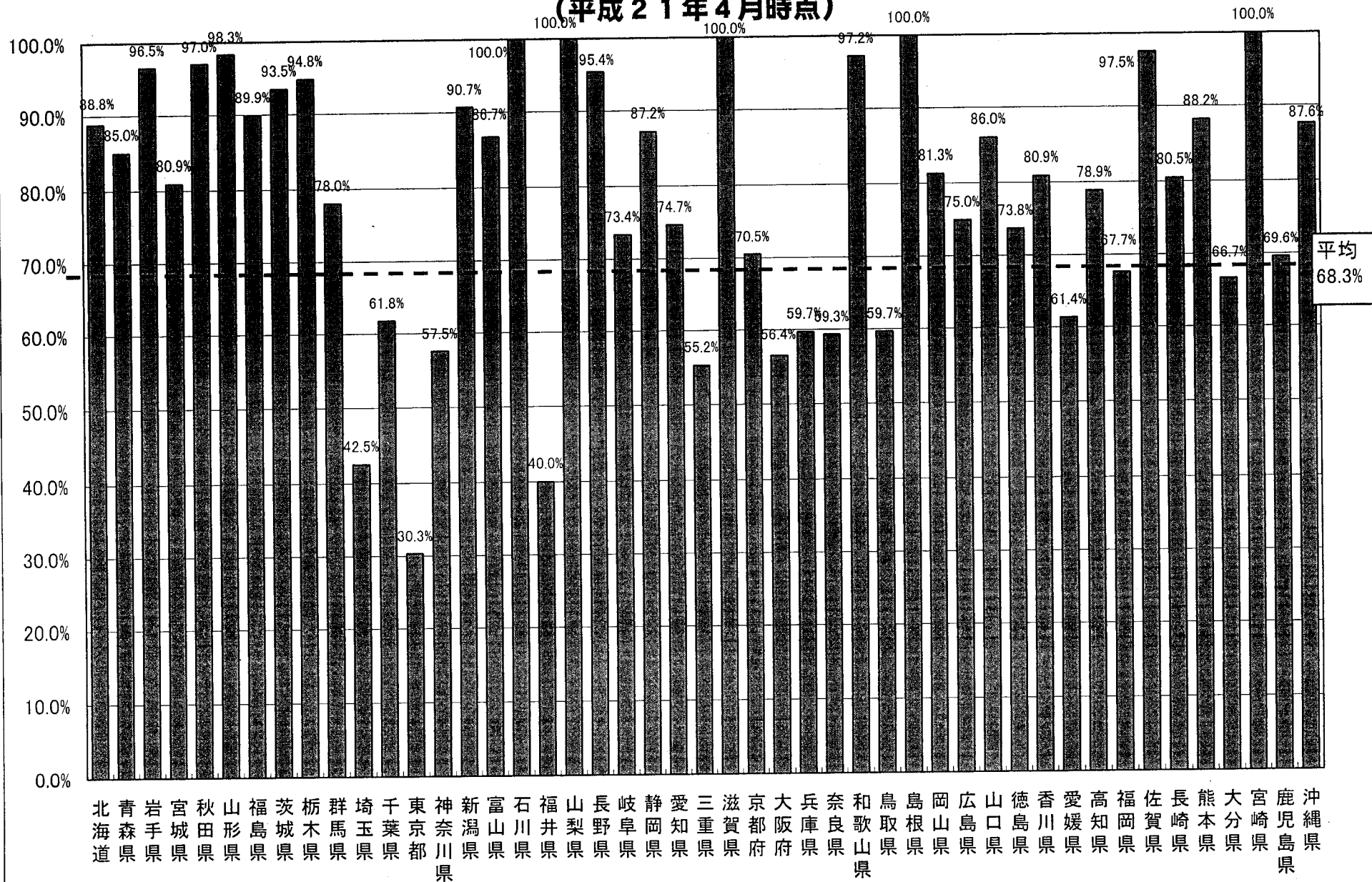
	平成18年10月時点	平成20年4月時点	平成21年4月時点	
平成18年4月時点 小規模 作業所 5,777か所	移行状況	か所数	割合	(参考)
	移行	757か所	12.8%	100.0%
	地域活動支援センター	450か所	7.6%	(59.4%)
	個別給付事業	163か所	2.8%	(21.5%)
	個別給付事業との統合等	144か所	2.4%	(19.0%)
	小規模作業所そのまま存続	5,150か所	87.2%	
合計	5,907か所	100.0%		
廃止	27か所	—		
		平成20年4月時点		
		か所数	割合	(参考)
		3,166か所	53.2%	100.0%
		1,828か所	30.7%	(57.7%)
		1,010か所	17.0%	(31.9%)
		328か所	5.5%	(10.4%)
		2,783か所	46.8%	
		5,949か所	100.0%	
		75か所	—	
				平成21年4月時点
		か所数	割合	(参考)
		4,034か所	68.3%	100.0%
		2,238か所	37.9%	(55.5%)
		1,417か所	24.0%	(35.1%)
		379か所	6.4%	(9.4%)
		1,870か所	31.7%	
		5,904か所	100.0%	
		55か所	—	



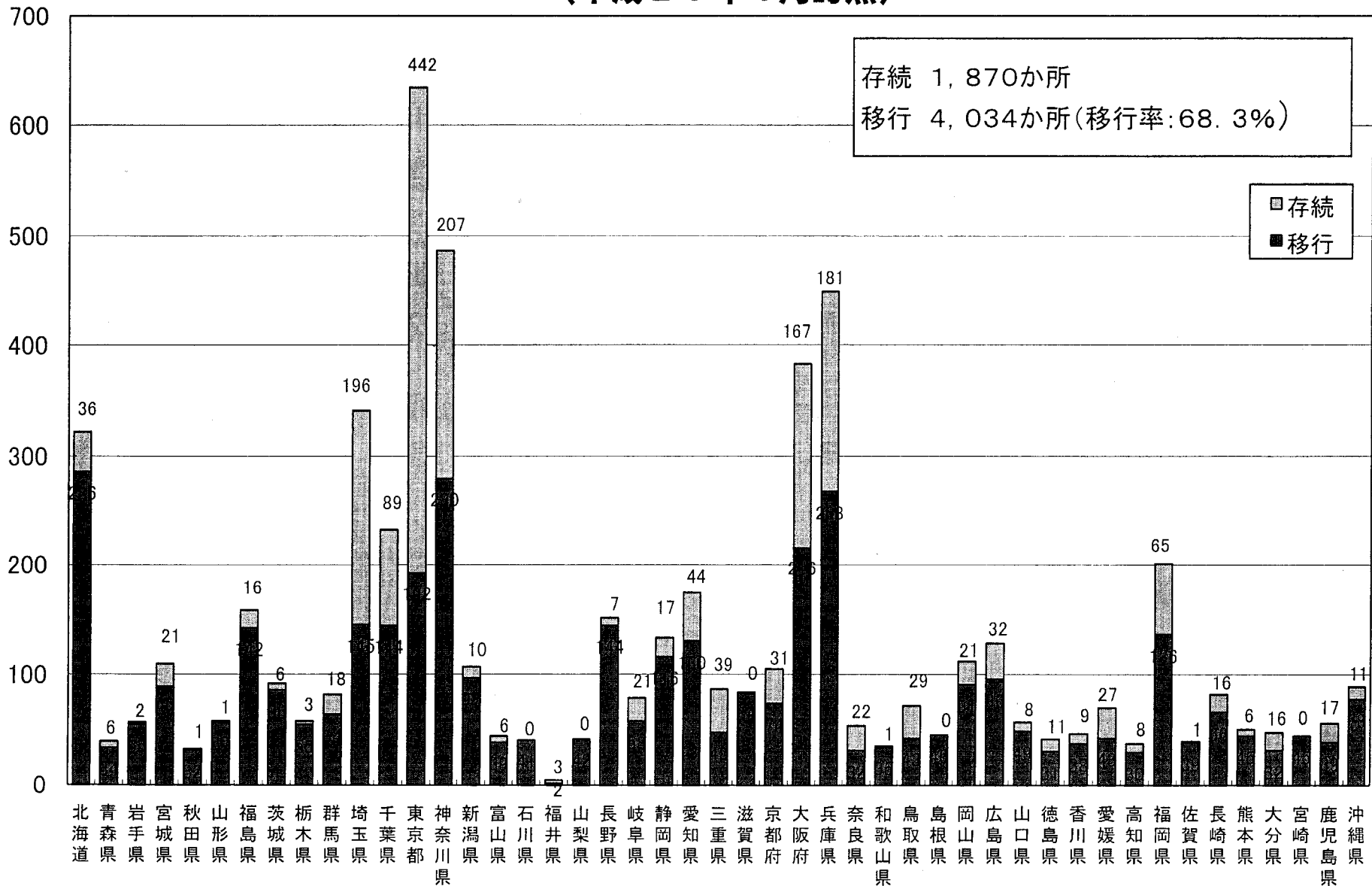
資料1-5

※厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室調べ

# 小規模作業所の新体系等への移行状況調査【都道府県別：移行率】 (平成21年4月時点)



# 小規模作業所の新体系等への移行状況調査【都道府県別：移行か所数】 (平成21年4月時点)



※厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室調べ